

「地方公務員等共済組合法施行規程の一部を改正する命令案」に寄せられた御意見

御意見の概要	御意見に対する考え方	命令等への反映の有無
<p>日本人が外国でも同様に扱ってもらえているなら、その扱いを受けている国籍所有者に限定して適用すべき。国籍を問わず適用するなら、反対。 (同旨の御意見 他1件)</p>	<p>従来、地方公務員等共済組合法による退職等年金給付については、厚生年金保険制度における脱退一時金に相当する仕組みはなく、組合員期間が1年以上等の要件を満たした場合に、退職年金を支給することとしてきました。</p> <p>この点、当該年金を海外送金する場合に手数料が多額になる等の課題が生じること等を踏まえ、令和2年の年金改正法において、地方公務員等共済組合法を改正し、令和4年4月1日より、厚生年金保険制度における脱退一時金と同様に、日本国籍を有しない者に係る一時金制度を創設したものです。</p> <p>この命令案では、上記の法改正の趣旨に鑑み、新設した一時金の請求者が行う請求手続について、必要な規定の整備を行っております。</p> <p>御理解賜りますようお願い申し上げます。</p>	なし